



第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、社会経済情勢は大きく変化し、我が国は本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えています。本県では、全国平均よりも速いペースで高齢化が進んでおり、これまで以上に子育て世代や高齢者等の安全・安心な居住環境の整備が求められています。

また、地球温暖化の影響による局所的な集中豪雨や地震・津波などの大規模な災害に対する不安の増大や地球環境問題の深刻化などから、災害に対する住宅の安全性の確保や省エネルギー基準等に適合した良質な住宅に対する関心が高まっているほか、世帯数の減少により、適切に管理が行われていない「空き家」の更なる増加が予測されており、すでに防災、衛生、景観面での問題が顕在化しています。

このように多様化・高度化する県民の居住ニーズや居住に関し抱える問題に対して、住宅市場が的確に対応し、解決していくという機能を十分に発揮し、県民がその負担能力に応じて、個々のニーズに合致する住生活を実現できることが重要です。

また、住宅市場では住宅を確保することが困難な低額所得者、高齢者及び障がい者などの住宅確保要配慮者¹への対応がますます求められるようになり、住宅セーフティネット²の充実も必要となっています。

平成 18 年に制定された住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）³は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、住生活⁴の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示したものです。

同法に基づき、国は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（全国計画）を策定し、都道府県は、全国計画に即して、都道府県における住生活基本計画（都道府県計画）を策定し、住宅施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

本県におきましては、住生活基本法に基づき、平成 18 年度に最初の「宮崎県住生活基本計画」を策定し、その後、平成 28 年度に、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とした現行の「宮崎県住生活基本計画」を策定しました。

今般、全国計画が、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とする新たな計画に改定されたこと、5 年毎の「宮崎県住生活基本計画」の見直しの時期を迎えたことを踏まえ、現行の「宮崎県住生活基本計画」を改定しました。

改定した計画に基づき、今後更なる住生活の安定の確保及び向上の促進に向けて、住宅施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

なお、本計画における高齢者の居住に関する部分については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。）第 4 条第 1 項に規定する「都道府県高齢者居住安定確保計画」、住宅セーフティネットに関する部分については、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住

¹ 住生活基本法の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要するもの。

² 低額所得者など、市場において自力では適切な住宅の確保が困難な者に対する公営住宅の提供をはじめ、高齢者や障がい者などの市場で入居が敬遠されがちな世帯など、各世帯が適切な住宅を確保できるようにするための支援網。

³ 従来の「住宅建設計画法」に代わり、住宅の「量」から「質」への転換を図るために、平成 18 年に制定された法律。住生活基本計画は、この法に基づき策定される。

⁴ 国民生活の 3 要素（衣食住）のうち「住」に係るもの。安全性、コミュニティ・居住環境、交通等の居住サービスも含んでいる。

宅セーフティネット法」という。) 第5条第1項に規定する「都道府県賃貸住宅供給促進計画」、マンションに関する部分については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第62号)により改正された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。)第3条の2第1項の規定の施行日である令和4年4月1日から、同日を計画始期とする同項の規定による「マンション管理適正化推進計画」を兼ねることとします。また、法施行内容を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の性格と役割

本計画は、住生活基本法第17条に基づく、本県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として位置付けるものです。

また、本県の総合計画である「未来みやざき創造プラン」(令和元年6月改定)において「くらし」分野の目指す将来像としている「安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会」の実現を図ることを目的としています。

さらに、本計画は、市町村が地域の実情に応じて、当該市町村の区域における住生活基本計画を策定する際の指針としても機能するもので、市町村が県との緊密な連携のもとで一体的に施策を推進することを期待しています。

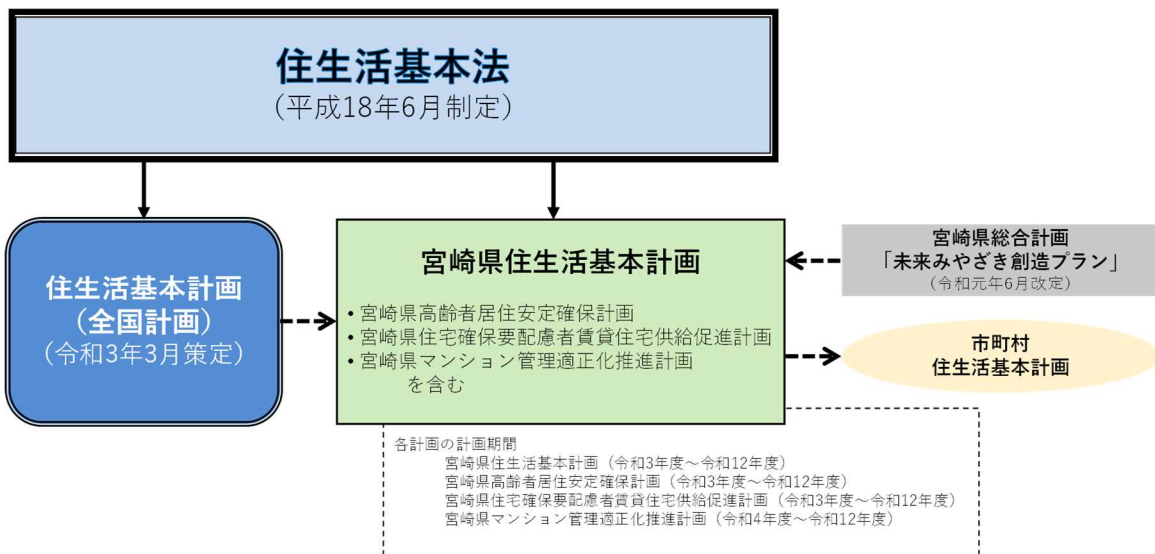


図1 宮崎県住生活基本計画の位置付け

3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする10年間の計画期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の効果に対する評価、関連する計画との整合性などから、その後の施策展開に反映させていくため、概ね5年後に見直すこととします。

